

別表（第2関係）

補助対象事業	事業主体	事業内容	補助対象経費	補助条件	補助額
農作物生産施設等導入事業	市内に住所を有する農業者	茨木市内での生産・販売を目的とした農作物の生産に必要な施設等の導入	施設整備費 土壌改良費 果樹苗購入費	補助対象経費の合計が8万円以上の事業とする。土壌改良については、水田等から畑地・果樹園等に転換するために必要な事業のみとする。	補助対象経費に3分の1を乗じて得られた額。ただし、30万円を限度とする。
認定農業者等農業機械及び施設導入事業	市内に住所を有する農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく認定農業者	農業用機械の購入及び生産施設の導入・営繕	農業用機械購入費 施設導入費 施設営繕費	農業用機械は、農業経営改善計画に基づく農作業に直接必要な機械とする。生産施設の導入・営繕については、補助対象経費10万円以上の事業とする。	補助対象経費に5分の1を乗じて得られた額。ただし、30万円を限度とする。
	市内に住所を有する農作業受託者	農業用機械の導入	農業用機械購入費	J A茨木市受託部会の会員が1作業につき1ヘクタール以上受託している作業に必要な機械とする。	補助対象経費に5分の1を乗じて得られた額。ただし、20万円を限度とする。

## 備考

- 1 補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に掲げる財産の購入又は導入を伴う場合にあつては、同表の処分制限期間内においては、同一の財産の購入又は導入を伴う申請をすることはできない。
- 3 備考2の処分制限期間内においては、当該補助事業に関連して利用する農地を遊休化させてはならない。
- 4 補助回数は、1事業主体当たり1年度につき1回までとする。